



市公式キャラクター
たっけー☆☆

平成27年
7月1日
No. 930

福生市7月のイベント

4日(土)	学校保健会講演会
5日(日)	福生アメリカンハウスイベント
11日(土) ・12日(日)	第17回公民館本館まつり
25日(土) ・26日(日)	夏祭り

まちの写真ニュース
第33回福生市民音楽祭で、美しいハーモニーが響きました!



今号の主な記事 2面 マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります 3面 「福生アメリカンハウス」がオープン1周年を迎えます！ 4面 まちの話題 5面 高齢者居住支援特別対策事業 7面白梅平和映画会「うしろの正面だあれ」 8面～空より青い、市営プール～7月12日(日)開場！

申請期間
8月3日～

臨時福祉給付金（平成27年度）のご案内

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として支給します。

【支給対象者】基準日（平成27年1月1日）時点で福生市に住民票がある方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし課税されている方に生活の面倒をもらっている場合（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）、生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

【支給額】1人につき6,000円（年金等加算なし）

【申請先】社会福祉課庶務・福祉計画担当

※市役所郵便局側入口付近に8月から臨時窓口を開設します。

【申請期間】8月3日(月)～10月30日(金)

【提出書類】申請書、本人確認証（運転免許証、健康保険証など）、口座を確認できるもの（預金通帳など）

■申請書は、該当すると思われる方に郵送します。（8月上旬）

【給付金の受取方法】申請書に記載した指定口座に入金されます。

【ご注意】原則、申請期間外の申請は受け付けできませんのでご注意ください。申請期間などは、各市区町村により異なります。福生市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページ等で確認してください。

※DV被害者等、ほかの市区町村から住民票を移さずに福生市にお住まいの方は、福生市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。また、児童福祉施設等に入所している児童は、入所施設の施設職員による代理申請を基本としています。

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A. 例えば
・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合

・介護保険料納入通知書に記載されている「所得段階」が第6段階～第14段階となっている場合

・ご自身の給与や年金の収入が下表の非課税限度額以上の場合

には、基本的に住民税が課税されています。

[参考] 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額

Q. 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A. 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q. 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A. 基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

●子育て世帯臨時特例給付金との併給について
平成27年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの要件にも該当する方については、両方を受け取ることがで

きます。
その場合、両方の給付金について、それぞれの申請が必要となります。なお、それぞれの基準日が異なるため、申請先の市区町村が別々の場合もあります。

（例）平成27年1月1日はA市、同年3月31日にB市へ移転し、同年5月31日現在はB市に住民票がある場合、臨時福祉給付金はA市へ、子育て世帯臨時特例給付金はB市へ申請します（両方の受給要件に該当する場合に限ります）。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

<p>対象者 住民税が課税されていない方 ただし、課税されている方に生活の面倒をもらっている方（扶養されている方）、生活保護の受給者などは対象外</p>	<p>対象者 中学生以下の児童がいる子育て世帯</p>
---	------------------------------------

両方とも受給可

※平成27年度の「子育て世帯臨時特例給付金」は、6月分の児童手当を福生市から支給される方が対象です。詳細は、「広報ふっさ」5月15日号及び6月1日号をご覧ください。子ども育成課子育て支援係へお問い合わせください。

【問合せ】
〈申請方法に関する問合せ〉
[臨時福祉給付金] コールセンター（8月3日(月)から） ☎0570・086・234、社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735
[子育て世帯臨時特例給付金] 子ども育成課子育て支援係 ☎551・1737

〈制度に関する問合せ〉
厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570・037・192

●振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください!

「うるう秒」をきっかりに、時間の大切さに気づいて考えさせられました。

仕事や家事に追われ、忙しい毎日をご過ごしていると、時は流れるように過ぎ、1秒を意識することは無いと思いがちです。

「うるう秒」は、1秒の差を放っておいては大きな影響を及ぼす可能性があります。

日本人でも気にしないようなごく短い時間ですが、そのたった1秒の差を放っておいては大きな影響を及ぼす可能性があります。

「うるう秒」とは、以前使われていた地球の自転と公転に基づく天文時と、現在使われている正確な原子時との差を調整することで、今年7月1日午前8時59分59秒と9時00分00秒の間に、1秒の「うるう秒」8時59分60秒を挿入するそうです。ちょうど、この広報ふっさが各ご家庭に届き始めるころでしょうか。

たった1秒、時間に正確な日本人でも気にしないようなごく短い時間ですが、そのたった1秒の差を放っておいては大きな影響を及ぼす可能性があります。

全力投球

福生市長 加藤育男

第50回福生ほたる祭にて

突然ですが、今年例年と比べて1秒長いそうです。「うるう秒」の影響とこのですが、皆さんご存じでしたでしょうか。「うるう年」に比べ、「うるう秒」はあまりなじみがないかもしれませんが。

